

# 異議申立書

2015年(平成27年)7月24日

原子力規制委員会 御中

異議申立人 総代



行政不服審査法第6条の規定に基づき、次のとおり異議申立てを行う。

1 異議申立人の氏名及び年齢並びに住所

別紙参照

2 異議申立てに係る処分

九州電力株式会社川内原発原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可処分(平成27年5月27日、原規規発第1505273号)

3 異議申立てに係る処分があつたことを知った年月日

2015年(平成27年)5月27日

4 異議申立ての趣旨

「2記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5 異議申立ての理由

一 行政不服審査法に関する違法性

本件処分は「川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)の許可処分(平成26年9月10日、原規規発第1409102号)」を前提になされたものである。しかし、この川内原発の設置変更許可処分は違法で不当な取り消しが求められる処分なので、当然に本件工事計画の処分は無効である。

実際、昨年11月7日に全国1,500名余の異議申立人により前記設置変更許可処分の取り消しと執行停止が求められている(この時の異議申立書は昨年11月12日開催の第38回原子力規制委員会の配布資料で公開されている)。そして本年1月21日には、原子力規制庁の会議室にて口頭意見陳述会が

開催され、全国15名の市民や専門家による意見陳述が約3時間行われた（口頭意見陳述会は異議申立人の意に反して非公開とされたが、下記サイトに当日の資料と意見陳述の録音などが公開されている <http://sayonaragenpatu.jimdo.com>）。

これら川内原発の設置変更許可の取り消しを求めた異議申立人による問題指摘の多くは、明確な法律違反を含む具体的かつ重大な内容である。かたや、原子力規制委員会は川内原発の審査を進めていながら、これら異議申立てにいまだに返答（決定書の作成と送付）をしていない。加えて、川内原発に関する審査手続きの執行停止は昨年12月18日に申立てられたが、既にそれからおよそ7か月が経過している。

この「執行停止」の申立ては行政不服審査法（第34条）の規定に基づいており、本法律は「執行停止の申立てがあつたときは、審査庁（原子力規制委員会）は、すみやかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。」とある。そのため原子力規制委員会が7か月間も決定しないで放置していることは、本法律の「行政の適正な運営を確保することを目的とする」との趣旨に反しており違法である。

加えて、川内原発1号機の工事計画の認可（本年3月18日。原規規発第1503181号）の取り消しを求める異議申立てが、2件（本年5月14日と5月15日に）申立てられており、1件の異議申立てでは執行停止の申立てもなされている（2件の異議申立書は本年5月27日開催の第10回原子力規制委員会配布資料を参照）。

そして、本年6月26日に（5月15日の異議申立てについて）、金融庁の共同会議室にて口頭意見陳述会が開催され、全国12名の市民や専門家による意見陳述が約3時間行われた（口頭意見陳述会は異議申立人の意に反して非公開とされたが、当日資料などと録音は以下サイトを参照

<http://saikadososhinet.sakura.ne.jp/ss/archives/9617> <http://1drv.ms/1dEn7e2>）。

しかし、原子力規制委員会はこれら川内原発の審査に関わる3件の異議申立てを、いまだに審理しないまま、本年5月27日に川内原発の原子炉施設保安規定の変更も認可している。前記の異議申立ては具体的に科学的・技術的な問題点や課題等を指摘しており、それらの指摘を公開で審理しない原子力規制委員会は不當である。

更には、本年7月21日に川内原発2号機の工事計画の認可（本年5月22日。原規規発第1505221号）の取り消しを求める異議申立て（と執行停止の申立て）もなされている。

よって、原子力規制委員会は川内原発の使用前検査を中止し、異議申立ての審理を優先すること。

## 二 原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性

加えて、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」とする）は「原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない」と規定している。しかし、原子力規制委員会は本件処分に係る多くの重要資料を非公開としており違法である。

この設置法に関する国会決議は「原子力規制行政は、推進側の論理に影響されることなく、国民の安全の確保を第一として行うこと」を求めている。実態は、「法人等の正当な利益を害する」との理由で、九州電力からの提出資料の多くの重要な箇所に「黒枠白抜き」マスキングをして非公開にしており、法律と同様の重みがある国会決議を無視している。これでは、第3者が認可内容の妥当性を検証することができないため、設置法が目的とする「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を達成することができない。

本来、本件処分の前に保安規定の認可に関する全資料を公開した上で、パブリックコメントの実施と公

聴会の開催、及び川内原発の再稼働に批判的な方を含む専門家による充分な審議等が必要であった。

特に、今回の認可はこれまで実施されてきたパブリックコメントを求める手続きまで省かれ、審査の妥当性に関する意見などを最初から確認するつもりがなかった点でも極めて不当である。

### 三 審査内容の問題点について

#### ア 福島第一原発事故の経験を踏まえない事故対策

以下は「設置許可（添付書類十）」の記述である。

『重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織として必要な要員は、原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、号炉ごとの統括管理及び号炉ごとの指揮を行う指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡者の緊急時対策本部要員4名、運転操作指揮を行う当直課長及び当直副長、号炉間連絡、運転操作助勢を行う当直主任、運転員及び運転操作対応を行う運転員の当直員12名、初動の運転対応及び保修対応を行う重大事故等対策要員（初動）20名（以下「初動対応要員」という。）、初動後の保修対応を行う重大事故等対策要員（初動後）の16名（以下「初動後対応要員」という。）の合計52名を確保する。』

保安規定においては次の通り。

#### 第12条（運転員等の確保）

『2 発電課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室当たり5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。』

『4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。』

『5 各課長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行させる。』

との記述がある。

重大事故対策要員として、合計52名しか準備しないのでは、2基の原子炉が危機的状況になった場合は特に、対応できるとは考えられない。

福島第一原発事故においては、400人規模の過酷事故対策要員に対して、少なくとも700人以上のメンバーが居てすら、3基の原子炉の破壊を防ぐことが出来なかつばかりか、最も厳しい時間帯においては約70名を残して、福島第二原発に「退避」を余儀なくされている。

対策要員の被曝線量が増大すれば、短い時間で交代を繰り返して、法定基準以内に被曝を抑えなければならないが、この人数では到底不可能であり、このままの規定で運転を行うことは、最終的に過酷事故に至った場合、際限のない被曝を強いることになる。最悪の場合は大勢が死ぬことで重大事故対策が不可能になる危険性が高いといわざるを得ない。

福島第一原発事故の教訓とは、一つには十分な訓練を受け、原発の構造や対処すべき事態を正確に読めるメンバーを、十分な引き継ぎをしながら投入して安全確保に努めることが肝要だということだった。

しかし全部で52名しか確保されていなければ、それを行うことも困難ではないか。また、交代要員が接近できないような状況についても十分な考慮がない。

さらに、事故発生後7日間を、事故収束対応に必要な予備品、燃料等の確保期間と定めているが、自然災害により孤立する場合、高濃度の放射性物質の拡散等により7日以上にわたり接近困難になる事態も想

定するべきであり、7日間というのでは福島第一原発事故の教訓から短すぎる。

結局、事業者にはこれ以上の対策要員を現時点で確保できないから、現有人員により対処する方針を策定したに過ぎないのではないか。これでは従業員の安全確保も原子炉の安全確保も到底不可能であり、結果として「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則」第37条の重大事故等の拡大の防止等の措置を講じることは出来ないものである。

#### イ 異常時の運転操作基準について

異常時の運転操作基準においては、第90条関係として添付1に記述がある。

この各種異常時についての評価、判断はほとんどがパラメータの確認により行うこととなっているが、全電源喪失にともなうパラメータ監視の喪失時において、何を基準にどう判断するかが決められていない。運転員や当直長などが判断に迷う状況が起きた場合に基準を定めなければ、安全上重大な誤操作を生み出す危険性は否定できない。

全交流電源喪失についての記述はあるから、電源喪失を全く想定しないわけではないが、それでも外部、非常用電源喪失は対処可能な時間を大幅に失わせる。また、ここでも温度、水位などのパラメータは読める前提となっており、これが喪失した場合の判断根拠は書かれていない。これもまた、福島第一原発事故の教訓を生かしたとはいえない。

#### ウ 安全機能ベース運転の問題点

添付1の表一12には、安全機能ベース運転操作基準として、「3. 蒸気発生器除熱機能の維持」という項目があり、そこには「一次系フィードアンドブリード運転への移行」という記述がある。蒸気発生器への給水が回復せず、ということは炉心冷却機能を喪失している状態で、蒸気発生器水位がスケールダウンして見えなくなった段階で、加圧器逃がし弁を強制解放して減圧し、低圧注入系または代替注水設備を使って炉心に水を入れるというものである。

しかしこのような方法がうまくいかない恐れが高いことは、福島第一原発事故でも経験しており、消防用水ポンプなどの代替ポンプで外部から長大な消防用ラインを経由しての注水では、ほとんど入らないことは実証済である。川内原発において消防用水ラインを直接高圧炉心に注水できる系統として敷設し直してもしたのならば別論、そうでなく、既存の経路で水を入れるという考え方ならば、新たなリスクを持ち込むだけであり不当である。

例えば加圧器逃がし弁を強制解放する前に、炉心に注水できる系統を起動しておく、ということも事实上不可能である。なぜならば、加圧器逃がし弁を開いて減圧しなければ、水が入らない程度の注水圧力しかない装置を使って冷却材を投入するのだからだ。高圧で注水できる系統を使って行う手段ではない以上、冷却材が入るかどうかは「やってみなければ分からぬ」つまりバクチである。また、最悪の場合加圧器逃がし弁が開固着してしまい、リークパスになる危険性も高い。やはりスリーマイル島原発事故で発生したことである。

こんな代替手段で炉心崩壊を招くリスクを冒すような手順は違法である。あらためて高圧炉心注水を、全電源喪失時にも使用可能なタービン駆動ポンプを使って行うような設計変更を要求すべきであった。

なお、「蒸気発生器二次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器二次側による一次冷却系の冷却を行い、一次系フィードアンドブリード運転を停止する」との記述があるが、これはあり得ないことだ。フィードアンドブリード運転とは加圧器逃がし弁を強制解放して一次冷却材を喪失させる運転である。まず減圧沸騰により大量の気体成分が一次冷却材から遊離するため、蒸気発生器の細管上部に滞留する。ま

た、一次冷却材の補給が出来たとしても、炉心冷却のため注水した水は加圧器逃がし弁に向かって流れることになる。蒸気発生器の細管内部の気体成分を取り除ける唯一の可能性は一次冷却材ポンプの稼働であるが、そもそも全電源の喪失を前提として対処方法を考えなければならないのだから、その前提は成り立たない。

これは「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に掛かる実施基準」にも言えることである。

エ 添付2「火災、内部溢水、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に掛かる実施基準」について

3 「地震」について、3. 4の手順書の整備において4つの観点とされる事項が列記されている。「a 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」「b 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響」「c 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響」「d 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響」であるが、考慮すべきタイミングが誤っている。ここでは手順書の作成という観点から書かれており、そのようなリスクが存在することを認識しているにもかかわらず改修等の対応をしないで、手順書で「いざというとき見ましょう」という程度の対応にとどまっている。これは明らかに安全上重大な欠陥を見過ごすことになるから、このようなことが予見される箇所については未然に破損防止措置を執ることを明記させるべきである。中越沖地震による不等沈下等で火災などの問題が発生した、柏崎刈羽原発事故の教訓を忘れている。

なお、耐震クラスの違いが原子炉安全性の不確実性が増すことを指摘し、運転差止の一因としているのが福井地裁の判決である。この司法判断に対し、事業者側の回答は完全に無視したことになるので極めて重大だ。

「ウ 地震発生時の原子炉施設への影響確認」において、「最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合」「以下の対応を行う」としているが、運転を止めるとは記載されていない。原子炉がスクラムしないけれども間近で大きな地震があった場合は、その後に本震により大きな被害を受ける可能性も高いと考え、「3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置」として「原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断」する理由の一つとして協議することを明記すべきである。

また、「3. 7 その他関連する活動」として、「ア 新たな知見の収集、反映」として基準地震動の見直しを明記している。既に現在の基準地震動は、想定される地震の種類並びに震源のとりかた、応力降下量、一定の計算式に基づく地震規模の算定等において重大な過小評価があることが多くの専門家により指摘されている。これらに鑑み、直ちに基準地震動の見直しを行い、新たな知見に基づく耐震評価を、原子力規制委員会は指示すべきである。

「7 火山活動モニタリング等」については、そもそも「破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的」と、モニタリングの目的を記述するが、このようなモニタリングが可能であるという知見は存在しない。

少なくとも記述されている「7. 1項から7. 3項」について、成立可能性を火山学会や専門家により協議し、実現可能性がある事が認められない限り、認可するべきではない。このようなモニタリングが成立するとする知見は現段階では存在しない。

また、「ウ 原子炉停止の計画策定」から「エ 燃料体等の搬出等の計画策定」についても、実施計画が具体的に示され、その成立性が実証されるまで保安規定を原子力規制委員会は認可するべきではない。

「7. 4 定期的な評価」についても、まず現段階の評価を明らかにし、専門家による評価会議により科

学的整合性があると認められない限り、認可するべきではない。

#### オ 決定的に重要な専門的調査・評価と重大な決定を九州電力に一任する規定を認可した違法性

審査書によると「火山活動のモニタリング・評価・対応」は、九州電力（社長）とそれが選ぶ第3者で実施するとの「ありえない」規定で、原子力規制委員会が認可したと記載されている。

この記載に関する保安規定は「第17条の3（4-9）」に記載されており、詳細は「7 火山活動のモニタリング等（添2-17等）」に、「エ 燃料体等の搬出等の計画策定」という規定がある。それは「（再稼動前に）具体的で実効性のある計画を策定する」との内容ではなく、「（破局的噴火に備え）貯蔵方法・輸送方法・体制について事前に検討し、計画策定手順を定める」との規定である。しかし、原子力規制委員会がこの規定を認可したことは、違法で不当であり規制に対する考え方を根本的に間違っている。

これはいわば「九州電力に火山対策・対応を国が丸投げした認可」で無責任である。それは（火山研究の専門機関ではない）電力会社の火山噴火に関する調査能力等と、必ず（経営上の不利益などよりも）安全を優先して判断できる能力等を、原子力規制委員会が審査で無責任に「信用」し認めたからである。

しかし、福島原発事故で海水の注入が（廃炉を決定する判断でもあるため）遅れた様に、火山噴火の脅威に対応する上で、利益より安全を優先する判断は困難で期待できない。むしろ、電力会社に有利な調査・評価・決定をして、火山噴火の評価と対応に失敗し深刻な事態を引き起こす恐れが極めて高い。

実際、「断層の有無の調査・断層が活断層かどうかの評価・活断層と評価した場合の（運転停止や廃炉等の）対処方針の決定と実行」などを巡る、利益優先でなりふり構わない電力会社の対応が、社会問題となり報道されている。電力会社に火山対策を一任する規定の認可は危険で実効性が無く違法性がある。

#### 四 情報公開の拒否

これら保安規定の妥当性は、申請文書を広く一般に公開し、幅広く意見を聞くべきものである。ところが原子力規制委員会は事業者による「黒枠白抜き」のマスキングをした保安規定変更認可申請書を公表している。例えば、加圧器逃がし弁の操作における圧力値であり（次頁図参照）、例えば、「非常用炉心冷却系 一モード1、2及び3ー」のポンプの揚程と容量である（次頁図参照）。これら安全上重要な設備に関する単なる設定値や確認事項が企業秘密などのわけがない（数値を明らかにすると安全上の欠陥等が判明するため隠しているのではないのか？）。また、末尾の1号炉、2号炉、廃棄物処理建屋、固体廃棄物貯蔵庫の管理区域図の計14ページは総て「黒枠白抜き」である。これでは第三者検証など不可能であり、ただ疑問が重なるのみであり、原子力規制委員会による審査の妥当性も確認のしようがない。

原子力規制委員会は、これらの公開に当たって次の注意書きを添えている。

関係資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報である「特定の個人を識別できる情報（個人情報）」や「法人等の正当な利益を害する情報（法人情報）」等については、必要に応じて伏せております。

上記「黒枠白抜き」マスキングがどちらの不開示情報に該当するかが不明であるが、何よりも、ひとたび事故が起これば広範囲の周辺の全ての生き物に甚大な影響を及ぼすにも拘わらず、事業者の個人情報や法人利益を理由にマスキングする原子力規制委員会の態度そのものが、「設置法」の精神に反している。また、例えば衆議院附帯決議文の一番目

一 本法律が、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を目的としていることに鑑み、原子力規制行政に当たっては、推進側の論理に影響されることなく、国民の安全の確保を第一として行うこと。

を完全に無視している。

原子力規制委員会は、保安規定の認可に関する全資料の公開も、これまでの認可で実施したパブリックコメントも、公聴会開催も、川内原発の再稼働に批判的な方を含む専門家による充分な審議も拒否した。

このことをもっても保安規定の認可と、そこに至る手続きは妥当性に欠け違法で不当である。

以上、異議申立て理由の概略を記載したが、口頭意見陳述会で詳細に説明する。

表 54-1		表 54-2	
(加圧器逃がし弁)		確認事項	
第 44 条 セイドー、セイブリスにおいて、加圧器逃がし弁及び高圧ポンプが、充電方法、第 44-1 で定める事項を測定上の制限とする。		充てん／高圧注入ポンプ	
2 加圧器逃がし弁及び高圧ポンプが許容で定める測定上の制限を越えていることを確認する。するに、次の各号を実施する。		余熱除去ポンプ	
(1) 保険料金は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が充電及び吹止まり圧力が表 4-1 で定める設定値であることを確認し、その結果を充電測定に通知する。		テストラインにおける操作が、充てん、容量 500 リットル以上であることを確認する。	
(2) 保険料金は、定期検査時に、加圧器逃がし弁及び高圧ポンプが動作可能であることを確認する。		余熱除去ポンプ	
(3) 保険料金は、定期検査時に、加圧器逃がし弁及び高圧ポンプが充電及び吹止まり圧力を測定していないと判断した場合、表 44-3 の措置を講じる。		テストラインにおける操作が、充てん、容量 500 リットル以上であることを確認する。	
表 44-1		表 54-2	
項目	測定上の制限	項目	測定上の制限
加圧器逃がし弁本体 充電方法	全てが動作可能であること	充てん／高圧注入ポンプ	充電操作が、当該系統が動作可能な状態に復旧する。
加圧器逃がし弁充電		及び	A.1 当直運転は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。
		A.2 当直運転は、残りの系统的ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	4 時間 その後の 8 時間に 1 回
		B. 高圧注入系系統が動作不能である場合	B.1 当直運転は、当該系統が動作可能な状態に復旧する。
			及び
		B.2 当直運転は、残りの系统的ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	4 時間 その後の 8 時間に 1 回
		C. 動作不能の場合は充電を完了する場合	C.1 当直運転は、セイドーにする。
			及び
			C.2 当直運転は、セイドーにする。
			12 時間
			56 時間

加圧器逃がし弁の吹出し圧力と吹止まり圧力の設定値を隠ぺい

充てん／高圧注入ポンプと、余熱除去ポンプの確認事項を隠ぺい

…4-27-

…4-90-

## 6 口頭意見陳述会の開催

行政不服審査法第 48 条によって準用される同法第 25 条第 1 項の規定に基づいて、口頭意見陳述を求める。

この口頭意見陳述の実施において、本来原子力規制委員会が開催すべきであった公聴会に近づけるため、異議申立人以外にも公開し取材を許可することを求める（本年 1 月 21 日と 6 月 26 日に開催された口頭意見陳述会では、異議申立人の要請にもかかわらず非公開とされ、異議申立人以外の傍聴や取材が拒否された）。

## 7 執行停止の申立て

本件処分は上述のとおり違法で不当な行政処分であるため、本件異議申立てとともに、行政不服審査法第 48 条によって準用される同法第 34 条第 2 項の規定により、本件処分の執行停止を申し立てる。

## 8 処分庁の教示の有無

なし